

1. 件 名：国立大学法人京都大学の3条改正に伴う原子炉設置許可の届出に係る
設置者ヒアリング

2. 日 時：令和2年7月7日（火）10時00分～10時45分

3. 場 所：

（1）原子力規制庁10階南会議室※

（2）京都大学複合原子力科学研究所※

※：本ヒアリングは、テレビ会議システムにて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

川末主任安全審査官、三好上席安全審査官、荒川安全審査専門職、

山田係員

（2）国立大学法人京都大学 教授 他7名

5. 議事要旨

（1）国立大学法人京都大学（以下「京都大学」という。）から、令和2年6月26日付け原子炉設置許可の変更の届出について資料に基づき説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行った。

- ・ 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に対する規則で「経営責任者」としているところ、届出では「所長」としていること。

（3）原子力規制庁から以下の内容を伝えた。

（2）について、その妥当性を改めて原子力規制庁で確認したのち後日、連絡をする。

6. 配付資料

- ・ 京都大学からの配付資料

資料1 設置変更品質管理計画と品質基準規則の比較表